

第 2 5 期 第 1 1 回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和 6 年 4 月 3 0 日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 1 1 回定例農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 3 0 日（火）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 1 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 7 名
農地利用最適化推進委員	6 名
事 務 局	局長
	次長
	係長

議事日程

（議案）

第 4 0 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 5 件
第 4 1 号	非農地判断について	1 件

（報告）

第 1 6 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による届出について	2 件
第 1 7 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について	2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第11回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

＜一同、礼＞

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員、より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしくお願いいたします。

議案第40号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1、2について、関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	伊予郡砥部町	●●	さん
申請地	八倉字●●	畑	●●m ²
	八倉字●●	田	●●m ²
	合計	●●	m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の賃借権設定		

2番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	伊予郡砥部町	●●	さん
申請地	八倉字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の賃借権設定		

譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページから7ページになりますが、新規就農者ですのでその概要を説明いたします。●●さんの就農地のほとんどは砥部町になります。7ページの収支計画をご覧ください。収入の中心となる砥部町特産の七折の小梅と、柑橘類は砥部町の園地になります。今回の申請地は、サトイモ、夏秋胡瓜、ブロッコリーの野菜を栽培予定です。資料を戻って6ページに、昨年までの1年間●●組合で研修歴が記載されていますが、それ以前はJA●●の指導員を5年間されていたキャリアをお持ちです。

なおその他の書類も含めて、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1、2について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんと地主の●●さん、●●さん、3名と愛媛県の農業委員、砥部町の梅を作られている農業委員の方と大人数で両名の畑、水田ですけどそこでお会いしました。それぞれ地主さんとの話がとんとん拍子で進みました。新規就農ということですが、先ほど言われたように野菜を作るということでございます。この3枚の水田は、昨年まで別の方に水田としてお貸ししていた土地ですけど、その方がもう作らないということで審議にいたったということです。先日も現地の横を通ったのですが、ほとんどの水田に野菜の苗そのものを植えられていて、もうすでに農業を始められておられます。特別何も問題ございませんのでぜひご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1、2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

今年1年間について去年の4月から3月まで●●組合のほうで果樹の梅の研修及び柑橘類の研修をさせていただきました。そのあと、これからについては砥部のほうにも果樹の園地があるわけなのですが、伊予市の八倉の●●さん、●●さんのところが組合の方の親戚ということでそちらの園地で野菜の栽培を中心にする予定にしております。砥部町のほうについてもかなり高齢化が進んでいるところで、新しく入り、自分は若い方だと思うので、そういったところで地域の活性化等と八倉のほうの園地も野菜中心に夫婦で地域を盛り上げていけたらと考えております。また、契約上は10年間ということになりますが、10年という縛りが契約的なところにはなりませんので、今後続けて砥部、伊予市のほうでも園地を広げて、いいところを探して続けていけたらと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

私の方からひとつ、今、作るところは野菜中心ってことですよね。今後、例えば伊予市のほうに先ほどいいところがあればとおっしゃっていたのですが、もしするとしたら野菜ですか。果樹とか水田とかそういった計画は頭の中にあるのでしょうか。

●●さん

今、伊予市八倉のほうで借りているところについては、野菜をする予定にしているのですが、一反半ほどしか面積がなく果樹園地についても露地とかに関しては傾斜地、急なところも多いといったところで、できれば平坦に近いところを探している状態です。今住んでいるところも砥部で仮住まいですので、また、まとまって計画的に野菜にしていくのか、果樹園地を継続していくのか、施設化を図っていくのか、というところも今後検討していきたいと考えております。

議長

ありがとうございました。また、地元の方のそういうお話がありましたらお声がけしますので、皆様もぜひ●●さんのほうに連絡をしていただいて、経歴もまだ若いですし、どんどんやってくれそうなので、お声がけやお話をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

他にご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

野菜は大変だと思います。野菜を作るのに労力がいるというか労働力が一番ですね。それと果樹等の販売は農協等の組織がしているが、野菜の販路のお考えはどうですか。

●●さん

販路については、果樹のほうは今おっしゃられたように農協でまとまった量の準備はできているところになります。野菜のほうについても、自分の作るところが南伊予になるのですが、近くになるのが南伊予の集荷場で伊予市のほうにもありますし、産直や量がまとまらなかったらそういったところの販路も考えております。また、野菜のほうについてはサトイモを植えたところでまだ出荷できるものがないのですが、今後7月にはなるのですが夏秋胡瓜、ブロッコリーの定植を予定しております。梅の出荷が5月、6月になるのでその前後ぐらいからある程度の続いての販路、また、部会も加入予定というところで動いていますので生産者の方、同じ部会の方に聞きながら販路のほうはある程度絞っていったらなと思います。

議長

ありがとうございました。他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。あらためまして、番号1、2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、番号1、2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1、2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	双海町上灘	●●	さん
譲受人	双海町上灘	●●	さん
申請地	双海町上灘字	●●	畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

この件につきましては●●さんの土地が●●さんの家の裏に●●m²あります。そこを●●さんが管理できないということで、●●さんから家庭菜園として使いたいと申し出があり、贈与したいということです。畑がちょうど家の横にくっついているのでできると思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	八倉	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	八倉字●●	田	●●m ²
	八倉字●●	田	●●m ²
	合計	●●	m ²

譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大
	(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類	売買による所有権移転
-------	------------

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりとなっております。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは前々回の総会の時に私が、●●さんの6反近くの水田をお譲りするということで承認していただいた方でございます。砥部町と松山市に農地を持っておりまして、柑橘栽培をされております。ちょうど現地を●●さんと私が見に行った時に用水路を隔てて、●●さんから購入した水田の横に2枚の●●さんが所有している水田がございました。この水田も2年前から賃貸の契約が切れたみたいで、どなたも耕作をしていなくて除草作業をしながら維持されておりました。●●さんのほうからどうしても作ることがないのであれば売却の意思を聞いてもらえたらということでしたので、ちょうど講習の時に●●さんにお会いしてこういう話があるということの説明しました。ご家族の方と相談して後日お返事しますと回答があったのですが、すぐにお返事いただきまして、持っていてもしょうがないということで話がスムーズにいくのであれば売却したいと申し出がありまして、2人が会われて話になったということでございます。これによって2、3年前から放置園がきれいに耕作されておりますので八倉の水利組合同、非常に助かっております。ぜひご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	畑 ●●m ²
	他7筆	合計	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	農業経営の安定化	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

また、譲受人の経営状況は、議案説明書の3ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 農業委員

以前、承認していただきました●●さんの件ですけれども、本来、●●さんの土地が家の近くなのでほしいということで交渉しておりました。その話を聞いた●●さんが、私の土地を買ってくれということで前回承認をいただきました。今回は●●さんの土地ということで承認をお願いいたします。

議長

それでは、番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

続いて、番号6、7について、関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	米湊	●●	さん
申請地	大平字●●	田	●●m ²
	譲受人の耕作面積	●●	m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

7番

譲渡人	宮下	●●	さん
譲受人	米湊	●●	さん
申請地	大平字●●	田	●●m ²
	譲受人の耕作面積	●●	m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ6・7番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6、7について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 推進委員

該当地ですけれども●●の広い方の●●㎡は稲を定植して2年たっております。これは●●さんがされたのですが、それまでは放棄地、草刈りだけの管理農地だったので周辺の状況としては願ったり叶ったりというところです。もう一つの●●㎡のほうは、●●さんが購入される前から砂利が入れられていて農地としてというより●●㎡の進入路が狭い状態ですので、そこに対しての進入路としてと、資材置きとして使うということで、同時に合わせて購入されました。荒れきっていたところなので、管理していただくと周辺の状況としてはありがたいというところです。●●さんの住所は米湊になっておりますが、実家は唐川のほうで建設業に従事され、兼業で親の経営を手伝われていました。その後、建設業を退職されて8年ほどは専業農家をされています。唐川が主体ですが今回、経営の拡大で●●のほうもやりたいということです。問題はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号6、7につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号6、7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6、7について承認いたします。続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人	岡山市	●●	さん
譲受人	上吾川	●●	さん
申請地	上吾川字●●	田	●●㎡
	譲受人の耕作面積		●●㎡

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページ8番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

私の方からこの土地については説明いたします。譲受人の●●さんは以前、賃貸借でこの土地をずっと耕作しておりました。賃貸借の契約の途中で解除して買ってくれないかということで、買われました。ちょうど家の裏にありまして、野菜を作ったり米を植えたりしたところでしたので、これによって面積が増えたとかではございません。そういう状態で譲り受けたということです、よろしく願いいたします。

議長

それでは、番号8につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。
続いて、番号9について、説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	田	●●m ²
	下三谷字●●	田	●●m ²
	合計	●●	m ²
	譲受人の耕作面積	●●	m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類

贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の２ページ９番のとおりです。なお、農地法第３条第２項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号９について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんが所有の田につきまして、譲受人の●●さんの東隣になります。今まで荒れていた時期がありましたが、その間も●●さんが草刈や消毒をしたり除草剤をまいたりして、●●さんの土地ですけど管理をしていました。●●さんの東隣が●●さん、さらに東隣が宅地ということであります。●●さんが隣になりますので管理がしやすいということで、付近の皆様のご賛同いただいております。皆様のご協力をお願いいたします。

議長

それでは、番号９につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 委員

贈与による所有権移転ですが税金などはどのようなになっているのでしょうか。

事務局

無償贈与になりますので土地の評価額に応じた贈与税がかかってくると思いますが、それも承知の上です。

議長

他にはございませんでしょうか。無いようでしたら番号９について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号９について承認いたします。
続いて、番号１０について、説明をお願いします。

事務局

10 番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
	譲受人の耕作面積	●●	m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の 2 ページ 10 番のとおりです。なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号 10 について、地元委員さんの意見ををお願いします。

●● 委員

譲受人の●●さんは地元では野菜に関してはエキスパートでして、いろいろな種類の野菜を作っておられます。ここにあるようにご夫婦でやられています。農地に関しては元気であれば問題ないかと思います。

議長

それでは、番号 10 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら番号 10 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 10 について承認いたします。

議長

続いて、番号 11、12、13、14、15 について、関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

11 番

譲渡人	下吾川	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●●
		代表取締役	●● さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
	譲受人の耕作面積		●●m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

12 番

譲渡人	南宇和郡愛南町	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●●
		代表取締役	●● さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
	譲受人の耕作面積		●●m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

13 番

譲渡人	千葉県	●●	さん
譲受人	下三谷	株式会社	●●
		代表取締役	●● さん
申請地	上吾川字●●	田	●●m ²
	上吾川字●●	田	●●m ²
	合計		●●m ²
	譲受人の耕作面積		●●m ²
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転		

14 番

譲渡人	松山市	●● さん
譲受人	下三谷	株式会社 ●● 代表取締役 ●● さん
申請地	宮下字●● 畑 ●●m ² 宮下字●● 畑 ●●m ² 合計 ●●m ² 譲受人の耕作面積 ●●m ²	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

15 番

譲渡人	松山市	●● さん
譲受人	下三谷	株式会社 ●● 代表取締役 ●● さん
申請地	宮下字●● 畑 ●●m ² 譲受人の耕作面積 ●●m ²	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の耕作面積は●●m²、経営状況は、議案説明書の2ページ11番～15番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号11、12、13について、私のほうから説明させていただきます。この●●さんの土地は相続によって4枚の田で約2反あるのですが、何もせずに放棄地になっていたものを上吾川が管理するということで、上吾川に耕作者を依頼していた土地でございます。そのあと、そこは畑といいますか田んぼのあたりになりますけど水利が悪くて田んぼには田植えができない土地でして、そのあと地元の方でナスやレタスなどの野菜を植えていたのですが、その方が、手間がかかりすぎるということで放棄というか戻したいという話がございました。ちょうど●●さんが昨年とその田の隣ぐらいの荒地だったところに梅を植えておりましたので、1反ちょっと梅を植えるのであれば●●さんにどうかと話をもち掛けて、そして話を聞いた●●さんが譲り渡しますとのことで、

このようになりました。以上です。

議長

続きまして番号 14、15 について地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

こちらは、宮下の以前購入された●●さんの土地の近くの3倍ともあります。今は荒れた土地とは思いますが、以前購入された土地の近くなので管理しやすいということで購入されたと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

それでは、番号 11、12、13、14、15 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

梅を実際植えているのですか。

議長

梅の木を植える予定です。かなりこの方は梅の分でまだまだ広げていくということで毎回お話が出てくるようですが、去年の夏に植えたものは雨の関係で苗が枯れたみたいなのですが、他のものは順調に育っているようでございます。ですから、あとは資金がどれだけになるかと今後どうするか、まだまだ増やすとは言っております。3名の若い方と一緒にやっていますので意欲はあると思いますし、販売先も確保されていまして、和歌山の梅の会社と契約されている状況なので問題ないと思います。あとは木が早く育つか、実がなるか現実問題だと思います。

●● 農業委員

いらない心配はしなくていいということでしょうか。

議長

そういうわけではないのですが、ただこの方がやっているのは放棄地を中心に買ってやっているんで、今まで持っていた土地を買って一部、水田にしておりますけど、やはり逆に言うと地元の人たちは荒らしてほったらかしているよりはありがたいことではないかと思っております。みなさんで見守っていただけたらと思います。

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、番号 11、12、13、14、15 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 11、12、13、14、15 について承認いたします。

議案第 4 1 号

農地法第 2 条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号 1 につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 1

議案説明書は 8 ページ、申請地説明図は位置図が 1 ページから 3 ページ、現地写真は 4 ページから 12 ページをご覧ください。

申出人及び土地所有者は、愛知県名古屋市、●●さん。土地所在地は、鵜崎字●●、畑●●㎡。外 14 筆、計 15 筆。面積計●●㎡。今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出人は、平成 12 年 6 月に相続により当該農地の所有権を取得したものの、県外在住者であり耕作困難で管理不十分なことから、年数の経過により山林化したもので、農地としての回復が困難であることから、非農地判断を求められているものです。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●氏は、現在愛知県名古屋市に在住をしております。●●氏は養子縁組ということで●●家のほうに來ましたけど、その父を平成 12 年に亡くしてその後、母も亡くなっております。このような中で、先ほどの説明がありましたように平成 12 年 6 月に相続されて所有権を取得したようになっておりますけど、登記ができていないということで今年の 1 月末に登記が完了したと聞いております。ということで、15 筆相続したのと登記済みでありますけど、両親が元気な当時

の農地は、申請地説明図の中にありますが、このように全部雑木、それから竹やぶになったりして農地として利用できないようになります。●●氏自身も今更、鶴崎に帰って農業をとという考えはない上に限界集落を超えた集落での農地の回復は困難と考えます。また、農地周辺は山林であって悪い影響を及ぼすことはないと考えますので山林としての非農地判断をお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

報告第16号

農地法第5条第1項の規定による届出について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1件目は、譲渡人は、伊予郡松前町、●●さん、譲受人は、松山市、株式会社●●、代表取締役●●さん。土地所在地は、下吾川字●●、畑、●●㎡。外2筆、計3筆。面積計●●㎡。転用目的は鉄工所で、転用面積は同じく●●㎡、所有権移転によるものです。

2件目は、譲渡人は、伊予郡松前町、●●さん、譲受人は、伊予郡松前町、有限会社●●、代表取締役●●さん。土地所在地は下吾川字●●、畑、●●㎡。転用目的は分譲宅地で転用面積は同じく●●㎡、所有権移転によるものです。以上でございます。

議長

ありがとうございます。報告第16号につきまして、委員の皆様からのご質疑

はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

報告第17号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書の受理について、次のとおり報告する。事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	稲荷	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
届出地	上吾川字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

2番

貸出人	岡山県	●●	さん
借受人	上吾川	●●	さん
届出地	上吾川字●●	田	●●m ²
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

事務局から以上です。

議長

ありがとうございます。報告第17号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、次に進みます。

議長

それでは、次回は5月30日（木曜日）午後1時30分から伊予市役所での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

●●委員

すみません。事務局にお尋ねします。3月に研修旅行に行ったのですが、市の税金等を使わせていただき研修をさせていただきました。ならびに自己負担をしております。その決算書や費用の内容の報告書を発表するのをお聞きしたいです。

事務局

決算につきましてはすでに出ているものがございますので、参加されている皆様にご報告させていただきます。この研修につきましては3年間の任期に1回だけということがございますが、今後の市長との意見交換会の際に研修結果の成果を踏まえたご質問やご意見をいただけると非常にありがたいと思います。金銭的な部分につきましてはご報告させていただきます。以上です。

●●委員

他の研修に参加された方が、報告もなしでいいと言われるのであればかまいません。普通はそういう報告があるのではということがお聞きしたいです。

議長

また報告させていただきます。

他はございませんでしょうか。無いようでしたら、以上をもちまして、第11回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

（午後2時32分 閉会）

年 月 日

議 長

議事録署名人
